**平成２７年（フ）第４１１６号**
大阪市淀川区西宮原１丁目６番60―1112号、前住所大阪市淀川区宮原２丁目11番５号ラビアンヌレポー新大阪101号
債務者　横山　典子
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４２４６号**
大阪市平野区瓜破３丁目２番40号　エレガント和201号室
債務者　坂本　大輔
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４３６４号**
大阪市東淀川区井高野２丁目８番35―406号
債務者　諸橋　　巧
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４４１２号**
大阪市東成区神路４―12―20アベニューリップル新深江1107号室、住民票上の住所大阪市東成区深江北１丁目15番１号
債務者　大東　直彦
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４４３２号**
大阪市住吉区住吉１丁目８番35号
債務者　谷口　光男
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４４７２号**
大阪府交野市私部１丁目52番22号
債務者　平岡佐由利
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４６０９号**
大阪市平野区平野北１丁目10番20―311号
債務者　米田　　香
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４７１６号**
大阪市生野区中川東１丁目９番12号ラパンジール勝山１Ｄ
債務者　高島　信子
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４８１７号**
大阪市淀川区十八条３－３－19、住民票上の住所大阪市淀川区東三国６丁目22番２号
債務者　奥　　学
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４８３１号**
大阪市城東区中央１丁目１番31―203号
債務者　原田工芸舎こと原田隆志こと　康隆志
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４８３６号**
大阪府豊中市新千里南町１丁目２番Ｂ７―409号
債務者　三上　理恵
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４８４９号**
大阪市中央区谷町７丁目５番２―501号
債務者　上村　一利
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４８７７号**
大阪市東住吉区住道矢田７丁目５番12号ピースフルハウス402号
債務者　角田　里加（旧姓小塩）
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４８８４号**
大阪府東大阪市小阪２丁目19番８号　ワイエム八戸ノ里　405号
債務者　久木山美紗
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第８０号**
岡山県真庭市台金屋385番地13　第５ＡＳＫアネックス201号
債務者　庄司　　梓
1　決定年月日時　平成27年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
岡山地方裁判所津山支部

**平成２７年（フ）第８６号**
岡山県津山市国分寺126番地12、前住所大阪府豊中市庄内幸町４丁目22番８―308号
債務者　田中　辰幸
1　決定年月日時　平成27年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
岡山地方裁判所津山支部

**平成２７年（フ）第１１９号**
香川県丸亀市土器町東３丁目355番地メイプルハイツ101号
債務者　浅野　大輔
1　決定年月日時　平成27年12月９日午前10時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部